

監査結果報告書

(令和5年7月3日付け住民監査請求)

糸島市監査委員

5 糸 監 第 6 6 号
令和5年9月1日

糸島市監査委員 谷 昌 治
同 川上 伸悟

住民監査請求による監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による令和5年7月3日付けで提出された糸島市職員措置請求書について、監査を終了したので、同条第5項及び糸島市監査基準（令和2年糸島市監査委員告示第4号）第23条第2項の規定に基づき、監査の結果に関する報告書を公表します。

住民監査請求による監査の結果に関する報告

第1 監査基準に準拠している旨

監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第242条第1項の規定による糸島市職員措置請求の監査

第3 監査の対象

請求の要旨は、旧糸島市森林公園樋の口ハイランドに係る「事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約」及び「事業用定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約公正証書」による貸付けに違法性又は不当性があるとして、当該契約の取消しを求めていることから、当該公有財産を所管する農林水産部水産林務課を監査の対象部局とした。

第4 監査の着眼点

- ① 議会の議決が行われぬまま契約されたことに違法性があるといえるか。
- ② 一民間企業に貸し付ける契約に違法性又は不当性があるといえるか。また、その貸付行為が、住民福祉向上の妨げとなっているといえるか。
- ③ 移転前の所在地で締結された事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約は無効であり、違法又は不当な財産管理であるといえるか。

第5 監査の主な実施内容

監査の対象部局にあらかじめ関係書類及び意見書の提出を求め、令和5年8月4日に監査の対象部局の関係職員から説明を受け、必要に応じ意見等を聴取した、請求人の陳述は、7月20日に行った。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室

2 期間

令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

第7 監査の結果

地方自治法第242条第5項の規定による通知は、別紙「住民監査請求による監査の結果」のとおりである。

住民監査請求による監査の結果

第1 請求のあった日

令和5年7月3日

第2 請求人

住 所 (省略)

氏 名 伊藤 千代子

第3 請求の要旨

1 請求の要旨及び措置の請求内容（「糸島市職員措置請求書」。原文）

1. 請求の要旨

(1) 令和5年3月28日、月形祐二市長は、平成5年に福岡県が2億7,400万円で建設した森林公園樋の口ハイランドの土地194,532㎡、建物を、有限会社パシフィックネットワークに令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間、年額111,670円（土地65,780円、建物45,890円）で貸し付ける事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約を締結し、同年4月28日には、農林水産部水産林務課長を代理人として福岡公証役場に派遣し、上記契約の公正証書を作成した。

(2) 地方自治法第237条第2項は、地方公共団体の財産を適正な対価なく譲渡し、又は貸し付けることを原則として禁止し、糸島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるのは、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」及び「地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。」に限っている。

(有) パシフィックネットワークは、樋の口ハイランド内で「フォレストアドベンチャー」なる事業を営み、利用料金は大人、小人ともに4,000円であり、公共的団体ではない。したがって、適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要である。しかし、上記貸付契約は、議会の議決が行われないまま締結されており、違法な契約である。

(3) 樋の口ハイランドは、展望所、芝生広場、シャクナゲ庭園、桜並木、パラグライダー基地、駐車場が完備され、四季折々に遠足やハイキング、花見など無料で憩える森林公園として市の産業振興施設にも位置付けられていたが、土地・建物すべてを一民間企業に貸し付けた結果、住民福祉向上の妨げになっている。

(4) 請求する措置の内容～月形祐二市長が行った当該契約行為の取消しを請求する。

2 本件請求書に係る事実証明書

- ①事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約書の写し
- ②令和5年第69号 事業用定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約公正証書謄本の写し

3 補正の求め及び補正書の受理

令和5年7月3日付の本件請求書の要件審査の結果、確認を要する事項があったため、補正を求める通知を行った。

「令和5年7月10日付5糸監第32号「糸島市職員措置請求書の補正等について（通知）」（抜粋）

1 確認を要する事項

違法な契約の締結について

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、執行機関又は職員について、違法又は不当な契約の締結等の行為があると認めるとき、住民が監査を求め、損害を補填するための必要な措置等を請求することができるものとなっています。監査請求を行うに当たって請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要があります。

今回の請求において請求人は、「適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要である。しかし、上記貸付契約は、議会の議決が行われなまま締結されており、違法な契約である。」と主張されていますが、今回の貸付金額が適正な対価ではないという根拠を具体的かつ客観的に摘示してください。

上記通知に対し、令和5年7月13日付で請求人から「令和5年7月3日付け糸島市職員措置請求書の補正書」が提出された。

「令和5年7月3日付け糸島市職員措置請求書の補正書」（抜粋）

監査委員から「今回の貸付金額が適正な対価ではないという根拠を具体的かつ客観的に摘示してください」との通知があったので、以下にその根拠を記す。

今回貸し付ける樋の口ハイランドの土地 194,532 m²、建物3棟は、平成5年に県が「生活環境保全林整備事業」として2億7,400万円をかけ、森林を開発し、整備した公園であり、「二丈町誌」には、「標高400メートルからの玄界灘の眺めは素晴らしいものがあり、芝スキーや新緑、紅葉など、四季を通じて楽しめる」名所と紹介されている。したがって、公金により多額の設備投資が行われた財産（土地・建物）を年額111,670円（月額約9,306円）で10年間、民間企業に貸し付ける契約は、適正な対価ではない。

第4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年7月7日に監査委員の合議に

より受理を決定した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(1) 新たな証拠書類

令和5年7月13日に請求人から新たな証拠書類が提出され、20日の陳述において追加の新たな証拠書類が提出された

新たに提出された証拠書類は次のとおりである。

- ① 糸島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- ② 森林公園樋のロハイランドにあった公園案内図の写真
- ③ 二丈町誌のコピー（県が樋のロハイランドを森林公園として整備した記録）
- ④ 平成22年4月15日号「広報いとしま」（樋のロハイランドを市民に紹介した記事）
- ⑤ 有限会社パシフィックネットワークの履歴事項全部証明書

(2) 陳述の機会

令和5年7月20日に請求人による陳述を聴取した。

陳述の内容を要約すると次のとおりである。

樋のロハイランドは、平成5年に福岡県が建設し、二丈町に移管した森林公園で、平成22年の前原市、二丈町、志摩町の合併により、糸島市所有の施設となった。行政が多額の事業費を投じて整備した土地を、年額111,670円（月額約9,306円）という、適正な対価とは言えない料金で10年間も民間に貸し付ける契約を結ぶためには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要である。しかし、当該貸付契約は議会の議決が行われておらず、地方自治法に違反する契約が結ばれたこととなり、本契約は無効であると考えます。

市民、県民のために建設された行政財産であり、市の産業振興施設にも位置づけられていた樋のロハイランドを、一民間企業に貸し付けてしまった結果、この10年間、森林公園は住民の利用ができず、住民福祉向上の妨げになり、市に損害を与えている。

それに付け加え、契約書の相手側の住所が違うため、契約が無効ということも含め、審議してもらいたい。

2 監査の対象事項

本件請求の要旨等を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 「適正な対価」について

糸島市（以下「市」という。）が令和5年3月28日に有限会社パシフィックネットワーク（以下「パシフィックネットワーク」という。）との間で締結した「旧糸島市森林公園樋のロハイランド（以下「旧森林公園」という。）」に係る「事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約（以下「本件予約契約」という。）」及び「事業用定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約公正証書（以下「公正証書」という。）」による契約金額が「適正な対価」ではなく、法第96条第1項第6号に規定される議会の議決が行われないうまま契約されたことに違法性があるといえるか。

(2) 一民間企業への貸付けによる住民福祉向上の妨げについて

ア 旧森林公園を一民間企業に貸し付ける契約に違法性又は不当性があるといえるか。

イ その貸付行為が、住民福祉向上の妨げとなり、市に損害を与えているといえるか。

(3) 本件予約契約のパシフィックネットワーク所在地が現所在地でない契約について

本件予約契約に移転前の所在地が記載された契約書は無効であるといえるか。

また、無効な契約により、財産を貸し付けることは、違法又は不当な財産管理であるといえるか。

3 監査の対象部局

農林水産部 水産林務課

4 監査の方法

法第242条第5項及び糸島市監査基準（令和2年糸島市監査委員告示第4号）に基づき、監査の対象部局に対し関係書類等の提出を求め、令和5年7月18日付で関係書類等を受領し、同月31日付で意見書が提出された。

同年8月4日に監査の対象部局の関係職員から当該関係書類の説明を求め、事情聴取を行うとともに、同月8日に旧森林公園の現地調査を実施した。

監査の対象部局から提出された意見書の内容は以下のとおりである。

意見書【抜粋】

1 論点の整理

本件措置請求書について、以下のとおり、その論点を整理する。

(1) 適正な対価について

請求人は、本件措置請求書において、糸島市が有限会社パシフィックネットワークに対し、旧樋のロハイランドの土地及び建物を、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間、年額111,670円（土地65,780円、建物45,890円）で貸し付けたことについて、土地及び建物の賃料が「適正な対価」ではないことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定による議会の議決が必要であるところ、議会の議決は行われていないため、違法な契約であると主張する。

しかし、上記土地及び建物の賃料は「適正な対価」である。

(2) 住民福祉向上の妨げについて

請求人は、本件措置請求書において、「土地・建物のすべてを一民間企業に貸し付けた結果、住民福祉向上の妨げになっている。」と主張する。

しかし、土地・建物のすべてを、一民間企業に貸し付けた結果、住民福祉向上の妨げにはなっていない。かえって、より一層、住民福祉の向上に寄与している。

2 糸島市の意見

(1) 上記論点の整理(1)について

有限会社パシフィックネットワークに貸し付けを行う土地及び建物（以下「本件財産」という。）の賃料は、本件財産が普通財産であることから、糸島市公有財産貸付規則（以下「貸付規則」という。）第4条及び第6条の規定により算定を行っている。

本件財産の適正な対価（貸付料）は、不動産鑑定評価基準における取引事例比較法に基づく周辺不動産の貸付事例等による妥当性検証を試みたが、本件財産周辺における山林の賃貸借事例や山深い場所での建物賃貸借事例がなかったため、固定資産評価額を基礎として算定することになる。

この場合、本件財産の適正な対価（貸付料）は、上記算定額と同額となり、また、算定で得られた額を上方修正すべき事実もない。よって、本件財産の賃料は適正な対価（貸付料）である。

以上のことから、本件財産の賃料は、適正な対価（貸付料）であり、地方自治法第96条第1項第6号の規定による議会の議決は不要であることから、議会の議決を経ずに締結された両契約は適法であり違法は一切ない。

(2) 上記論点の整理(2)について

地方自治法第1条の2第1項は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定め、同法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。これは、地方公共団体に課せられた責務であり、住民福祉増進の達成を最大の目的として、自主的かつ総合的に、また最少の経費で最大の効果が得られるよう行政運営を行わなければならないことを定めているものである。

また、同法第244条第1項は「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と定め、最大目的である住民福祉の増進のために、普通地方公共団体は、住民の利用に供するための施設、いわゆる「公の施設」を設置することとしている。

本件財産は、平成24年3月の第2回糸島市議会定例会において、「公の施設」

の設置根拠であった糸島市林間施設条例の廃止議案が承認可決されている。

この議会の議決により、本件財産は行政財産である「公の施設」から普通財産へと位置付けられているが、糸島市は、本件財産を、より有効に活用して、一層の住民福祉の向上を図るべく、有限会社パシフィックネットワークへの有償貸付を決定している。

その結果、本件財産を活用して運営されている「フォレストアドベンチャー・糸島」は、その後 10 年間で 254,346 人もの来客者があり、最も多い令和元年度は、年間 39,717 人の来客者を記録している。

このように、糸島市内外から多くの方々が訪れていただけるようになった本件財産は、公の施設として市が管理していた時以上に、「憩いの場」としての機能を十分に果たしているとともに、市外から訪れる方々と糸島市民との「交流の場」となっている。

更に、多くの方々が、自然や森林に触れることは、自然環境の重要性や森林保全の必要性を感じ取っていただける絶好の機会ともなっており、本件財産に対して行政が期待する効果も十分に発揮している。

以上のことから、本件財産は、民間企業に貸し付けた後も、より一層、住民福祉の向上に寄与しており、妨げとなっている事象は一切生じていない。

なお、提出を求めた関係書類等は次のとおりである。

- ①事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約の締結に係る書類
 - ・契約締結に係る決定書等の一連の書類
 - ・事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約書の原本
- ②公正証書の作成に係る書類
 - ・公正証書作成に係る決定書等の一連の書類
 - ・令和 5 年第 69 号 事業用定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約公正証書（謄本）の原本
- ③福岡公証役場における公正証書の作成に伴う職員の派遣に係る書類
 - ・職員の旅行命令簿

第 6 監査の結果

1 確認した事実

監査の対象事項に関する事実関係等について、監査の対象部局の関係職員から関係書類等の提出を求め、事情聴取を行うとともに、現地調査を実施し、次のとおり確認した。

- (1) 糸島市林間施設条例（平成 22 年糸島市条例第 125 号。以下「林間施設条例」という。）の廃止と貸付けの経緯について

ア 林間施設条例の廃止について

行財政健全化や施設利用者のサービス向上のため、林間施設条例を廃止する条例が、平成 24 年 3 月の第 2 回糸島市議会定例会において可決されている。

イ 林間施設条例廃止後の貸付けの経過について

旧森林公園の土地及び建物（以下「本件財産」という。）について、パシフィックネットワークと平成 24 年 7 月 20 日に事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約書を締結、平成 24 年 8 月 16 日に事業用定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約公正証書が作成され、令和 5 年 3 月 31 日まで貸付けを行っている。当該契約が期間満了を迎えるため、当事者双方の協議により、新たに令和 5 年 3 月 28 日に本件予約契約を締結、令和 5 年 4 月 28 日に契約期間を令和 5 年 5 月 1 日から 10 年間とする公正証書が作成されている。

(2) パシフィックネットワークの本件財産の管理状況

ア アスレチック施設の利用状況について

本件請求に係る「フォレストアドベンチャー・糸島」と称するフィールドアスレチック施設（以下「本件工作物」という。）における、平成 24 年 7 月から令和 4 年 3 月までの間の来客者は監査の対象部局の報告によると 254,346 人である。

イ 本件財産の利用について

本件工作物が設置されていない部分の土地、建物の利用については、市民等が自由に出入りできるよう開放されており、駐車場、トイレの使用も可能である。また、本件財産の維持管理は、公正証書によりパシフィックネットワークが行うものとされている。

(3) 本件予約契約のパシフィックネットワークの所在地について

本件予約契約は、令和 5 年 3 月末までに締結する必要があったが、パシフィックネットワークが本店所在地を移転する手続き中であり、3 月末までに、本店所在地移転登記後の履歴事項全部証明書を法務局から取り寄せることができないとの連絡を受け、公的証明書で確認することができなかったことから、移転登記前の所在地である神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸 2 番 32 で、本件予約契約を締結している。

本件予約契約締結後、4 月に入り、本店所在地移転登記後の履歴事項全部証明書が入手できる旨の連絡を受け、移転後の本店所在地による公正証書作成の手続きを行っている。

履歴事項全部証明書の写しについては、公正証書作成当日である 4 月 28 日に公証役場において履歴事項全部証明書を確認した後、公正証書を作成し、履歴事項全部証明書の写しを受領されていた。

(4) 貸付料の算定について

本件財産の貸付料年額 111,670 円（土地 65,780 円、建物 45,890 円）は、糸島市公有財産貸付規則（令和 2 年糸島市規則第 36 号。以下「貸付規則」という。）により

算定されている。算定した額が、法第 96 条第 6 項及び第 237 条第 2 項に規定する「適正な対価」であるかについては、不動産鑑定評価基準における取引事例比較法により周辺事例等による検証が行われている。検証の結果、本件財産周辺における「山林」としての賃貸借事例や山深い場所における建物賃貸借事例が確認できなかったことから、貸付規則により算定した額を「適正な対価」と判断されていた。

なお、パシフィックネットワークが、本件財産に隣接する舗装された土地を「駐車場」として借り受けているが、貸付料の算定においては、土地の現況が「雑種地」で算定されていたため、取引事例比較法の対象とされていなかった。

○糸島市公有財産貸付規則【抜粋】

令和 2 年規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 238 条の 5 第 1 項の規定に基づき糸島市が所有する土地又は建物（以下「公有財産」という。）を貸し付ける事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地の貸付料)

第 4 条 土地の貸付料の年額は、市長が別に定める当該土地の評価額を、当該土地の全面積で除して得た額に貸し付けようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 6 を乗じて得た額（その算定して得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とする。）以上の額とする。

(建物の貸付料)

第 6 条 建物の貸付料の年額は、市長が別に定める当該建物の評価額を、当該建物の全面積で除して得た額に貸し付けようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 7 を乗じて得た額及び当該建物の敷地に係る土地の評価額を、当該建物の全面積で除した額に貸し付けようとする面積を乗じて得た額を基礎額とし、その額に 100 分の 6 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その算定して得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とする。）以上の額とする。

(5) 本件財産の現況について

本件財産の現況について、令和 5 年 8 月 8 日に現地調査を実施した。本件工作物が設置されている土地、及びトイレ等が整備された建物等は適切に管理されていた。他方、本件工作物が設置されていない一部の土地については、草が生い茂り、損壊している箇所が見受けられた。

2 監査委員の判断

請求人が主張される事項に対し、その当否について、監査委員の判断は以下のとおりである。

(1) 「適正な対価」について

法第 237 条 2 項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定し、適正な対価なくして財産を貸し付ける場合は、議会の議決を必要とされている。

本件財産は、議会の議決を経ずに貸し付けており、本件貸付料が「適正な対価」であることが求められる。

「適正な対価」とは、通常は当該財産が有する市場価格（時価）をいう。」（松本英昭著 『新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）』学陽書房、2017年、986頁）とされている。

市の普通財産の貸付料の算定については、貸付規則で定められている。

本件貸付料は、貸付規則により算定し、不動産鑑定評価基準における取引事例比較法により周辺事例等による検証した結果、本件財産周辺における山林としての賃貸借事例や山深い場所における建物賃貸借事例が確認できなかったため、その額を「適正な対価」と判断されている。

以上のことから、本件財産の貸付料を、取引事例が確認できない山深い場所であり、貸付規則により算定した額とし、その額を「適正な対価」として判断したことは、市の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとは認められず、法第 96 条第 6 項に基づく議会の議決がないまま締結した契約に違法性があるとはいえない。

(2) 一民間企業への貸付けによる住民福祉向上の妨げについて

ア 旧森林公園を一民間企業に貸し付ける契約に違法性又は不当性があるといえるか。

法第 238 条の 5 に普通財産の管理及び処分に関する規定があり、同条第 1 項に「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」とされている。これは、「普通財産は、行政財産のように行政執行上直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより間接的に普通地方公共団体の行政に貢献することとなるものであり、原則として一般私法の適用を受けて管理処分される性質のものである。」（松本英昭著 『新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）』学陽書房、2017年、1012頁）と解されている。

本件財産の貸付けにおいても一民間企業であるパシフィックネットワークに貸し付けることによって、多くの人々が利用している状況を鑑みても単に旧森林公園を維持管理するよりも経済的価値を保全発揮されていることは明らかであり、

本件契約に違法性及び不当性があるとはいえない。

イ 本件財産の貸付行為が、住民福祉向上の妨げとなり、市に損害を与えているといえるか。

請求人が主張する「森林公園として市の産業振興施設にも位置付けられていたが、土地・建物すべてを一民間企業に貸し付けた結果、住民福祉向上の妨げになっている。」については、森林公園として市の産業振興施設にも位置付けられていた施設は、林間施設条例の廃止により、公の施設としての用途は廃止されており、本件財産をより有効に活用して、一層の住民福祉の向上を図るべく、パシフィックネットワークに有償貸付を決定している。

平成 24 年 7 月 20 日の事業用定期借地権設定及び定期建物賃貸借予約契約締結後、本件工作物の利用を目的とした来客者ではあるが、10 年間で 254,346 人が、自然や森林に触れ、自然環境の重要性や森林保全の必要性を感じ取っていただけの絶好の機会となっていることは、本件財産に対して市が期待する効果が発揮されているものと認められる。

よって、一民間企業へ貸し付けたことが、直ちに、住民福祉向上の妨げになっているとはいえず、市に損害を与えているとはいえない。

(3) 本件予約契約のパシフィックネットワーク所在地が現所在地でない契約について

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 522 条には、契約の成立と方式について規定されており、同条第 1 項では、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。」と規定されており、同条第 2 項で「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない」と規定されている。

一方、法第 234 条第 5 項では「普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定されている。基本的に契約書に記載すべき事項として、「契約の当事者、契約の目的、契約金額、履行期限若しくは期間、保証金額、契約不履行の場合における賠償の方法、危険負担等を詳記し、双方が記名押印をする」（松本英昭著 『新版 逐条地方自治法（第 9 次改訂版）』学陽書房、2017 年、955 頁より抜粋）と解されている。

契約書の所在地は、契約の当事者を特定するために必要とされているものと思慮されるが、本件予約契約の場合、契約作成時にパシフィックネットワークが本店移転手

続中であることを市側に通知し、パシフィックネットワークの移転先の新所在地について、公的証明による確認が不可能であるため、移転前本店所在地による契約を締結することを双方合意の上で、本件予約契約書を締結したものである。

本件予約契約書上のパシフィックネットワークの所在地は、監査の対象部局から提出された履歴事項全部証明書により従前所在地であることが確認できる。

以上のことから、本件予約契約のパシフィックネットワーク所在地が現所在地でない契約は適切だとはいい難いが不当性はなく、所在地の記載内容によって、本件予約契約が無効であるとはいえない。

第7 結論

本件請求についての監査結果は、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求で請求人が主張する違法又は不当な契約の締結及び財産の管理については、上記、第6の2の「監査委員の判断」とおり、その事実及び根拠に違法性及び不当性は認められず、請求人の主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、これを棄却する。

第8 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、監査の対象部局の事情聴取では「本件工作物が設置されていない部分の土地、建物の利用については、市民等が自由に出入りできるよう開放し、駐車場、トイレの使用も可能である。また、本件請求に係る土地及び建物の維持管理は、公正証書によりパシフィックネットワークが行うものとされている。」とのことであったが、本件工作物が設置されていない一部の土地は、草が生い茂り、損壊した箇所が見受けられた。

本件請求のように、森林に接し憩える場所を求める声があることを認識し、草刈り等の維持管理、自然災害等の対応も含め、パシフィックネットワークと協議を行い、より多くの方々に森林に接し憩える環境の整備に努め、さらに活用していただくことを期待する。